

【記入用紙】（裏）

書面掲示規制の見直しに係る改正について（資料4㉟下段）

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネット（市のホームページ等）による閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、市民の皆さんの負担軽減を図ります。

FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正について（資料5㉟）

「磁気ディスク」、「シー・ディー・ロム」といった記録媒体の使用を定めるものについて、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、特定の記録媒体の使用に限定しない規定とすることによって、クラウドサービスの利用など、情報通信技術の進展に合わせて、より便利な手段を選択することができるようになります。

その他

（参考）その他の規制の見直し（資料6㉟）に記載した内容についてもご意見をお寄せください。